

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月20日
【中間会計期間】	第15期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
【会社名】	株式会社熊本ファミリー銀行
【英訳名】	The Kumamoto Family Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 河 口 和 幸
【本店の所在の場所】	熊本市水前寺6丁目29番20号
【電話番号】	096(385)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 黒 瀬 英 夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目8-7 福岡ビル2階
【電話番号】	03(3274)5901
【事務連絡者氏名】	東京支店長 久 野 恭 義
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人 福岡証券取引所 (福岡市中央区天神2丁目14番2号) 株式会社熊本ファミリー銀行 福岡営業部 (福岡市博多区上川端町9番166号) 株式会社熊本ファミリー銀行 長崎支店 (長崎市賑町7番12号) 株式会社熊本ファミリー銀行 鹿児島支店 (鹿児島市中央町13番地1) 株式会社熊本ファミリー銀行 大分支店 (大分市都町4丁目2番6号) 株式会社熊本ファミリー銀行 東京支店 (東京都中央区八重洲2丁目8-7 福岡ビル2階) (注) 上記のうち、長崎支店、鹿児島支店および大分支店は、証券取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
		(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)
連結経常収益	百万円	18,622	18,267	17,266	38,825	42,721
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	2,586	2,790	51,752	5,306	5,491
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	2,540	1,376	47,214		
連結当期純利益	百万円				5,110	3,499
連結純資産額	百万円	62,355	67,284	44,005	66,031	67,412
連結総資産額	百万円	1,262,320	1,317,470	1,316,309	1,297,437	1,317,438
1株当たり純資産額	円	183.72	225.34	166.18	214.69	226.76
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間純損失)	円	20.87	11.27	384.84		
1株当たり当期純利益	円				36.41	23.15
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	10.75	5.59			
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円				20.80	15.84
連結自己資本比率(国内基準)	%	7.83	8.02	8.21	8.01	9.28
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	414	9,870	4,360	25,400	1,456
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	6,684	30,594	21,720	4,478	30,528
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	6	801	34,200	14	9,107
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	82,054	75,180	84,872		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円				96,699	76,746
従業員数	人	1,544	1,486	1,489	1,489	1,475
[外、平均臨時従業員数]		[348]	[404]	[485]	[339]	[417]

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 1株当たりの純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき算出しております。なお、当行は国内基準を採用しております。
6. 平成18年度 中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しますが純損失が計上されているので記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第13期中	第14期中	第15期中	第13期	第14期	
決算年月		平成16年9月	平成17年9月	平成18年9月	平成17年3月	平成18年3月	
経常収益	百万円	17,870	17,945	16,939	37,720	41,789	
経常利益 (は経常損失)	百万円	2,564	2,823	52,795	5,099	5,329	
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	2,553	2,441	47,858			
当期純利益	百万円				4,991	4,682	
資本金	百万円	34,262	34,262	34,262	34,262	34,262	
発行済株式総数	千株	普通株式	121,943	122,658	123,346	122,406	122,896
		第一回第一種優先株式	20,000	19,428	19,238	19,630	19,238
		第一回第二種優先株式	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
純資産額	百万円	61,883	67,744	18,933	65,426	67,989	
総資産額	百万円	1,262,763	1,318,790	1,317,092	1,297,196	1,318,405	
預金残高	百万円	1,161,446	1,215,476	1,219,115	1,194,375	1,205,827	
貸出金残高	百万円	991,874	1,010,507	987,844	997,744	1,006,836	
有価証券残高	百万円	133,387	178,574	201,318	146,772	180,512	
1株当たり配当額	円				普通株式 1.00 第一回第一種優先株式 14.00 第一回第二種優先株式 9.98	1.00 14.00 9.98	
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.77	8.06	8.20	7.94	9.33	
従業員数	人	1,215	1,137	1,148	1,147	1,121	
[外、平均臨時従業員数]		[182]	[208]	[267]	[166]	[212]	

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 有価証券の評価は、平成18年度連結会計期間までは、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券について、(中間)連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当(中間)連結会計期間より当(中間)連結会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。

2 【事業の内容】

(1) 事業内容の重要な変更

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行および当行の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

投融資業務

主に投融資業務を行うためKumamoto Family Preferred Capital Cyaman Limitedを設立し、関係会社としました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited	英国領西イ ンド・ケイ マン諸島・ グランドケ イマン	25,500	投 融 資 業 務	100.0 () []	2 ()		社債の引 受		

- (注) 1. 上記関係会社Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedは特定子会社に該当します。
 2. 上記関係会社は、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出していません。
 3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
 5. Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedにつきましては、設立により、当中間連結会計期間から連結子会社としております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成18年9月30日現在

	銀行業務	その他の業務	合計
従業員数(人)	1,148 [267]	341 [218]	1,489 [485]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員216人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,148 [267]
---------	-----------------

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員244人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 当行の従業員組合は、熊本ファミリー銀行従業員組合と称し、組合員数は887人です。
 労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

経営の基本方針

当行グループは「地域発展に貢献する最高の金融・情報サービスを提供する銀行」、「心のふれあいを大切に、お客様とともに歩む銀行」、「人間性豊かな働きがいのある銀行」の実践を経営理念としていますが、株式会社福岡銀行（以下 福岡銀行）の経営理念と融合する形で、来年4月2日に設立する予定の「ふくおかフィナンシャルグループ」のグループ経営理念を策定しました。このグループ理念は、現在の当行の経営理念から表現は変わったものの、地域貢献や地域に密着した営業体制など、当行の特色である経営の基本的な考え方が踏襲された理念です。

中長期的な会社の経営戦略

当行グループは、平成18年3月に第6次中期経営計画「Power up Plan 2008 ~躍進~」（平成18年4月から平成20年3月）を公表し、「地域貢献No.1銀行」、「お客様満足度No.1銀行」を目指すこととしておりますが、今般の福岡銀行との経営統合を踏まえ、第6次中期経営計画を全面的に見直した上で、「ふくおかフィナンシャルグループ」の下での新中期経営計画の策定を検討しています。

新中期経営計画は、経営統合のシナジー効果による地元での取引シェアの拡大を中心に、熊本県内に本店を置く金融機関の中で、「収益No.1」の早期実現を目指した計画とする予定です。

金融経済環境

平成18年度中の国内景気は、企業収益が高水準で推移する中、設備投資が引続き増加し、個人消費も増加基調にあり、緩やかに拡大しました。物価面でも、消費者物価指数はプラス基調で推移しました。このような情勢を踏まえ、日本銀行は、平成18年7月に約5年4カ月ぶりにゼロ金利を解除しました。

一方、県内景気は、企業収益・景況感が改善する中、緩やかに回復しているものの、当行の主な取引先である中小企業においては、競争の激化等に伴って業種間・企業間格差が拡大し、地価も下落傾向を脱していないなど、総じて経営環境改善の足どりは鈍い状況にありました。

この間、金融情勢は、米国や中国の景気減速懸念等を反映し、中長期金利は弱含みで推移しました。一方、日経平均株価も一時調整色を強め、平成18年3月末の17,059円から平成18年9月末は16,127円に下落し、為替相場は平成18年3月末の117円から平成18年9月期末は118円となりました。

業績

このような金融経済環境の下、当行グループ連結の平成18年9月期の経常収益については、貸出金利の低下等により、前中間連結会計期間末比10億円減少し、172億円となりました。また経常費用については、福岡銀行との経営統合後の一体的な財務運営を行うため、当行グループの自己査定基準および貸倒償却・引当基準等の財務基準を地銀の中でも極めて保守的とされる福岡銀行の基準に統一し、自己査定を実施した結果、当中間連結会計期間において553億円の追加引当処理を実施しました。このことを主因に、経常損益は、前中間連結会計期間末比545億円減少し517億円の損失となりました。また、中間純損益は、前中間連結会計期間末比485億円減少し472億円の損失となりました。

自己資本比率は、上記損益状況が反映する一方で、福岡銀行の資本支援を得て資本増強を行った結果、連結ベースで前中間連結会計期間末比0.19ポイント上昇し、8.21%となりました。

当中間連結会計期間末の総資産は、前中間連結会計期間末比11億円減少し1兆3,163億円となりました。

預金は、公金預金を中心に定期預金が増加したことなどにより、期中41億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1兆2,186億円となりました。一方、運用面では、貸出金は、住宅ローンが増加したものの、不良債権処理にともなう貸出債権の売却などにより、期中194億円減少し、当中間連結会計期間末残高は9,930億円となりました。また、有価証券は、金利動向に留意しながら、債券購入など計画的な資金運用に努めた結果、期中224億円増加し、当中間連結会計期間末残高は2,003億円となりました。

キャッシュ・フローの状況

連結キャッシュ・フローでは、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の純増133億円等があったものの、税金等調整前中間純損失が517億円となったため、前中間連結会計期間末比142億円減少し 43億円、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出が 702億円、有価証券の売却及び償還による収入が合計で487億円となったことから前中間連結会計期間末比88億円増加し 217億円、また、財務活動によるキャッシュ・フローは、社債発行及び劣後ローン調達により前中間連結会計期間末比350億円増加し342億円となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末残高より96億円増加し、848億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

国内業務部門の資金運用収支は132億43百万円となり、前中間連結会計期間比8億円の減少となりました。これは貸出金利回りの低下による資金運用収益の減少が主な要因であります。なお、役務取引等収支は8億37百万円となり前中間連結会計期間比13百万円増加し、その他業務収支は4億16百万円となり、前中間連結会計期間比2億25百万円の減少となりました。

国際業務部門の資金運用収支は52百万円となり前中間連結会計期間比20百万円減少し、役務取引等収支は7百万円となり前中間連結会計期間比1百万円増加しました。また、その他業務収支は26百万円となり前中間連結会計期間比13百万円増加しました。

その結果、相殺消去後の合計の資金運用収支は132億95百万円となり、前中間連結会計期間比8億21百万円の減少となりました。また、役務取引等収支は8億44百万円となり、前中間連結会計期間比13百万円増加し、その他業務収支は3億90百万円となり、前中間連結会計期間比2億13百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	14,043	72		14,116
	当中間連結会計期間	13,243	52		13,295
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	14,925	317	1	15,241
	当中間連結会計期間	14,493	88	15	14,567
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	882	245	1	1,125
	当中間連結会計期間	1,250	36	15	1,271
役務取引等収支	前中間連結会計期間	824	6		831
	当中間連結会計期間	837	7		844
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,979	11		1,990
	当中間連結会計期間	2,015	10		2,026
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,155	4		1,159
	当中間連結会計期間	1,178	3		1,182
その他業務収支	前中間連結会計期間	191	13		177
	当中間連結会計期間	416	26		390
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	437	13		451
	当中間連結会計期間	524	26		550
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	629			629
	当中間連結会計期間	941	0		941

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

合計の資金運用勘定の平均残高は、1兆1,950億64百万円となり、前中間連結会計期間比637億74百万円の増加となりました。これは、国内業務部門において、貸出金298億83百万円、預け金は33百万円、有価証券270億36百万円及び買現先勘定が23億38百万円増加となったこと並びに国際業務部門において、貸出金19億48百万円減少となったものの、有価証券19億18百万円増加となったことなどによるものであります。

資金調達勘定の平均残高は、1兆2,083億62百万円となり、前中間連結会計期間比521億40百万円の増加となりました。これは、国内業務部門の預金で387億83百万円の増加、国際業務部門の預金で107億58百万円減少したことが主な要因であります。

資金運用利回りは0.25%低下し、資金運用勘定の平均残高は増加したものの受取利息は減少しました。また、資金調達利回りは横ばいでしたが、資金調達勘定の平均残高が増加した結果、支払利息は増加いたしました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,121,089	14,938	2.65
	当中間連結会計期間	1,183,171	14,493	2.44
うち貸出金	前中間連結会計期間	959,570	14,290	2.97
	当中間連結会計期間	989,453	13,511	2.72
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	0	0	
うち有価証券	前中間連結会計期間	147,614	631	0.85
	当中間連結会計期間	174,650	838	0.96
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	10,081	11	0.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	2,262	0	0.01
	当中間連結会計期間	4,600	5	0.23
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	3,218	0	0.00
	当中間連結会計期間	3,251	0	0.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,144,730	882	0.15
	当中間連結会計期間	1,196,432	1,250	0.21
うち預金	前中間連結会計期間	1,148,465	880	0.15
	当中間連結会計期間	1,187,248	1,073	0.18
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間	12,683	14	0.22

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内(連結)子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	11,856	305	5.13
	当中間連結会計期間	11,892	88	1.49
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,197	42	3.86
	当中間連結会計期間	249	7	5.64
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	9,139	62	1.35
	当中間連結会計期間	11,057	73	1.32
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	13,147	245	3.72
	当中間連結会計期間	11,930	36	0.60
うち預金	前中間連結会計期間	11,486	209	3.64
	当中間連結会計期間	728	14	4.04
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ()	合計	小計	相殺 消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	1,132,945	1,655	1,131,290	15,243	1	15,241	2.68
	当中間連結会計期間	1,206,259	11,195	1,195,064	14,582	15	14,567	2.43
うち貸出金	前中間連結会計期間	961,767		961,767	14,333		14,333	2.97
	当中間連結会計期間	989,703		989,703	13,518		13,518	2.72
うち商品有価証券	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	0		0	0		0	0.00
うち有価証券	前中間連結会計期間	156,753		156,753	693		693	0.88
	当中間連結会計期間	185,708		185,708	911		911	0.98
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	10,081		10,081	11		11	0.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	2,262		2,262	0		0	0.01
	当中間連結会計期間	4,600		4,600	5		5	0.23
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち預け金	前中間連結会計期間	3,218		3,218	0		0	0.00
	当中間連結会計期間	3,251		3,251	0		0	0.04
資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,157,877	1,655	1,156,222	1,127	1	1,125	0.19
	当中間連結会計期間	1,219,557	11,195	1,208,362	1,286	15	1,271	0.21
うち預金	前中間連結会計期間	1,159,952		1,159,952	1,090		1,090	0.18
	当中間連結会計期間	1,187,976		1,187,976	1,088		1,088	0.18
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち売現先勘定	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち コマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間							
うち借入金	前中間連結会計期間							
	当中間連結会計期間	12,683		12,683	14		14	0.22

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比36百万円増加して、20億26百万円となりました。

役務取引等費用は、23百万円増加して、11億82百万円となりました。これは主として国内業務部門の支払保証料が増加したことによるものです

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,979	11		1,990
	当中間連結会計期間	2,015	10		2,026
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	520			520
	当中間連結会計期間	588			588
うち為替業務	前中間連結会計期間	718	10		728
	当中間連結会計期間	688	10		698
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	5			5
	当中間連結会計期間	2			2
うち代理業務	前中間連結会計期間	349			349
	当中間連結会計期間	340			340
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	11			11
	当中間連結会計期間	11			11
うち保証業務	前中間連結会計期間	18	0		18
	当中間連結会計期間	19	0		19
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,155	4		1,159
	当中間連結会計期間	1,178	3		1,182
うち為替業務	前中間連結会計期間	121	4		125
	当中間連結会計期間	116	3		120

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,181,511	32,991		1,214,502
	当中間連結会計期間	1,217,995	654		1,218,650
うち流動性預金	前中間連結会計期間	404,104	56		404,161
	当中間連結会計期間	348,018	134		348,153
うち定期性預金	前中間連結会計期間	765,021	32,935		797,956
	当中間連結会計期間	801,736	520		802,257
うちその他	前中間連結会計期間	12,384			12,384
	当中間連結会計期間	68,240			68,240
譲渡性預金	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
総合計	前中間連結会計期間	1,181,511	32,991		1,214,502
	当中間連結会計期間	1,217,995	654		1,218,650

(注) 1 「国内業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成17年9月30日		平成18年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,010,505	100.00	992,940	100.00
製造業	59,690	5.91	64,799	6.53
農業	8,376	0.83	7,316	0.74
林業	336	0.03	373	0.04
漁業	5,473	0.54	4,251	0.43
鉱業	2,587	0.25	3,516	0.35
建設業	90,431	8.95	75,116	7.57
電気・ガス・熱供給・水道業	1,312	0.13	3,797	0.38
情報通信業	1,276	0.12	1,331	0.13
運輸業	17,185	1.70	17,679	1.78
卸売・小売業	114,773	11.36	100,636	10.14
金融・保険業	49,776	4.93	54,408	5.48
不動産業	130,055	12.87	133,759	13.47
各種サービス業	254,799	25.22	225,361	22.70
地方公共団体	9,811	0.97	19,592	1.97
その他	264,613	26.19	280,999	28.30
国際業務部門	1,961	100.00	101	100.00
政府等				
金融機関				
その他	1,961	100.00	101	100.00
合計	1,012,466		993,042	

(注) 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項ありません。

[次へ](#)

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	89,640			89,640
	当中間連結会計期間	94,657			94,657
地方債	前中間連結会計期間	98			98
	当中間連結会計期間	359			359
短期社債	前中間連結会計期間				
	当中間連結会計期間				
社債	前中間連結会計期間	50,258			50,258
	当中間連結会計期間	63,077			63,077
株式	前中間連結会計期間	21,848			21,848
	当中間連結会計期間	24,315			24,315
その他の証券	前中間連結会計期間	5,353	10,747		16,101
	当中間連結会計期間	5,763	12,223		17,987
合計	前中間連結会計期間	167,198	10,747		177,946
	当中間連結会計期間	188,173	12,223		200,398

(注) 1 「国内業務部門」は当行の国内店及び国内(連結)子会社の円建取引、「国際業務部門」は、当行の国内店及び国内(連結)子会社の外貨建取引であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 相殺消去額()は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借に伴う消去額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	14,881	13,888	993
経費(除く臨時処理分)	8,063	8,290	227
人件費	4,207	4,440	233
物件費	3,357	3,370	13
税金	499	479	20
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		5,597	5,597
のれん償却額			
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	6,817	5,597	1,220
一般貸倒引当金繰入額	23	5,261	5,284
業務純益	6,840	336	6,504
うち債券関係損益	78	197	275
臨時損益	4,017	53,131	49,114
株式関係損益	302	757	1,059
不良債権処理損失	4,106	51,958	47,852
貸出金償却	213	0	213
個別貸倒引当金繰入額	3,865	33,927	30,062
その他の債権売却損等	28	18,030	18,002
その他臨時損益	214	415	201
経常利益(は経常損失)	2,823	52,795	55,618
特別損益	506	34	472
うち固定資産処分損益	7	34	27
うち減損損失	524		524
税引前中間純利益(は税引前中間純損失)	2,316	52,829	55,145
法人税、住民税及び事業税	11	8	3
法人税等調整額	136	4,979	4,843
中間純利益(は中間純損失)	2,441	47,858	50,299

(注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益 = 国債等債券売却益(+国債等債券償還益) - 国債等債券売却損(-国債等債券償還損) - 国債等債券償却

6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

[次へ](#)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.62	2.41	0.21
(イ)貸出金利回	2.92	2.71	0.21
(ロ)有価証券利回	0.92	0.96	0.04
(2) 資金調達原価	1.54	1.58	0.04
(イ)預金等利回	0.15	0.18	0.03
(ロ)外部負債利回		2.73	2.73
(3) 総資金利鞘	-	0.83	0.25

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(% (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)		283.92	283.92
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	50.14	283.92	233.78
業務純益ベース	50.32	17.04	33.28
中間純利益ベース	17.95	2,427.37	2,445.32

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	1,215,476	1,219,115	3,639
預金(平残)	1,160,703	1,188,511	27,808
貸出金(未残)	1,010,507	987,844	22,663
貸出金(平残)	972,765	988,644	15,879

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	866,289	879,045	12,756
法人	349,187	340,070	9,117
合計	1,215,476	1,219,115	3,639

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	205,871	225,998	20,127
住宅ローン残高	173,476	196,663	23,187
その他ローン残高	32,395	29,335	3,060

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	941,960	891,127	50,833
総貸出金残高	百万円	1,010,507	987,844	22,663
中小企業等貸出金比率	/ %	93.21	90.21	3.00
中小企業等貸出先件数	件	88,850	84,463	4,387
総貸出先件数	件	88,967	84,591	4,376
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.86	99.85	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	18	28	13	20
保証	3,076	20,101	2,682	17,551
計	3,094	20,130	2,695	17,572

[前へ](#)

[次へ](#)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	19,857	19,719
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	23,164	23,164
	利益剰余金	6,415	39,430
	自己株式()	119	134
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子会社の少数株主持分	17	25,005
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券		25,000
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当 額()		
	連結調整勘定相当額()		
計 (A)	63,739	42,866	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)			
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	1,355	1,328
	一般貸倒引当金	5,493	5,281
	負債性資本調達手段等		20,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注3)		20,000
	計	6,847	26,609
うち自己資本への算入額 (B)	6,847	26,609	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	100
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	70,536	69,376
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	851,482	821,493
	オフ・バランス取引項目	27,330	23,493
	計 (E)	878,812	844,987
連結自己資本比率(国内基準) = D / E × 100(%)		8.02	8.21

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成17年9月30日	平成18年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	34,262	34,262
	うち非累積的永久優先株	19,857	19,719
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	23,164	23,164
	その他資本剰余金		
	利益準備金	160	320
	その他利益剰余金		39,842
	任意積立金	3,100	
	中間未処分利益	3,589	
	その他		25,000
	自己株式()	94	109
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()		
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	計 (A)	64,181	42,794
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,355	1,328
	一般貸倒引当金	5,500	5,280
	負債性資本調達手段等		20,000
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		20,000
	計	6,856	26,608
うち自己資本への算入額 (B)	6,856	26,608	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	100
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	70,987	69,302
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	852,789	821,317
	オフ・バランス取引項目	27,330	23,490
	計 (E)	880,119	844,807
単体自己資本比率(国内基準) = D / E × 100 (%)		8.06	8.20

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段に次に掲げる性質の全てを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

()優先出資証券の概要

連結自己資本比率(国内基準)及び単体自己資本比率(国内基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行体	Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還に関する事項	定めなし。 ただし、平成24年1月以降に到来する配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 また、税務上または資本上の事由が生じた場合には、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。 本優先出資証券の償還は、監督当局の事前の承認を前提とする。
配当に関する事項	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当。ただし、平成24年1月以降については、変動配当が適用される。
発行総額	250億円(1口あたり1,000,000,000円)
払込日	平成18年9月21日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回支払配当日は平成19年1月25日)該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする、当行最優先株式に対する配当がまったく支払われない旨宣言され、かつ、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に係る配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示をしている場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示をしている場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それらの制約を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降の任意の事業年度について、当行が配当の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。ただし強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関係なく実施される(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする)。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと。 (2) 分配制限に服すること。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること。 (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口あたり1,000,000,000円

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成17年9月30日	平成18年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	31,113	14,460
危険債権	35,599	31,544
要管理債権	15,933	22,779
正常債権	949,613	937,786

[前へ](#)

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成18年9月29日に、株式会社福岡銀行との間で経営統合に関する基本合意書の締結を行い、統合比率、持株会社の概要等について公表しましたが、経営統合は株主の承認と関係当局の認可を前提としていることから、12月下旬の株主総会に向け、役員を始め営業店長等においても株主への説明を重ねているほか、関係当局への認可手続きも株式会社福岡銀行と協力して進めているところです。

また、経営統合へ向けた諸準備を加速させるため、経営判断と業務執行のスピード化、組織間の相互牽制機能の強化によるリスク管理の強化、不良債権問題との訣別へ向けた体制の強化、業績向上へ向けた営業部門の強化の4点を狙いとして、10月に本部機構を改正しました。そのほか、福岡支店を福岡営業部に昇格させ、株式会社福岡銀行と連携しつつ、当行の基幹店舗として大きな役割を担わせることとしました。

そのような中、当行の収益動向を見ると、統合へ向けた諸コスト（各種経費、資本コスト等）の増加に加えて、預金利回の上昇と貸出金利回の低下が作用し資金利益が減少しており、投信等販売増加に伴う役務取引等利益や有価証券投資による利益の増加要因はあるものの、業務純益が減少しています。したがって、平成18年度下期は、経営統合に向けた重要な期間であることを認識し、全役職員一丸となって収益の挽回を図り、経営統合後の「県内収益No.1」の早期実現に向け、本部・営業店挙げて営業戦力の底上げを図ってまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

平成18年10月26日に株式会社福岡銀行との間で締結した株式移転契約については、後発事象として記載しております。

5 【研究開発活動】

該当事項ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

(1) 当中間連結会計期間中に完了した主要な設備の売却はありません。

(2) 主要な設備の異動

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 前連結会計年度末に計画していた主要な設備の売却のうち、当中間連結会計期間において完了したものは次のとおりです。

店舗名	所在地	設備の内容	敷地面積	建物延床面積	完了年月
旧小倉支店	福岡県北九州市	店舗敷地	310.54m ²		平成18年6月
旧山鹿支店	熊本県山鹿市	店舗敷地	521.94m ²		平成18年7月

(2) 当中間連結会計期間中に新たに確定した新築、増改築の計画は次のとおりであります。

店舗名	所在地	区分	設備の内容	投資予定額 (百万円)	着手年月	完了予定年月
菊陽支店	熊本県菊池郡 菊陽町	新設	店舗造作	50	平成18年8月	平成18年11月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	378,000,000
優先株式	61,238,000
計	439,238,000

(注) 当行定款第6条に次のとおり規定しています。

当銀行の発行可能株式総数は43,923万8千株とし、発行可能種類株式総数については、それぞれ、普通株式は37,800万株、第一種優先株式は2,123万8千株、第二種優先株式は4,000万株とする。但し、普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月20日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	123,346,250	同左	福岡証券取引所	(注)1、(注)2
優先株式	59,238,000	同左		
第一回第一種 優先株式	19,238,000	同左		(注)1、(注)3
第一回第二種 優先株式	40,000,000	同左		(注)4
計	182,584,250	同左		

(注) 1 提出日現在発行数には、平成18年12月1日から半期報告書を提出する日までに当行が第一回第一種優先株式を取得するのと引換えに交付した普通株式の増加株式数は含まれておりません。

2 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

3 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当銀行は、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、金銭を支払う剰余金の配当（以下優先配当金という。）を行うものとし、その内容は以下の通りとする。

優先配当金

本優先株式1株につき年14円とする。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して行う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

優先中間配当金

1株につき7円とする。

(2) 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。

本優先株主に対しては、上記500円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金の額の剰余金の配当を行う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、当該議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金の額の剰余金の配当を行う旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(4) 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当銀行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求

本優先株主は、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに、当銀行の普通株式を交付することを請求できる。

取得請求し得べき期間

平成16年10月1日から平成21年9月30日までとする。但し、株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得請求の条件

イ 当初取得請求価額

当初取得請求価額は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、400円とする。

ロ 取得請求価額の修正

取得請求価額は、平成17年10月1日以降平成20年10月1日までの毎年10月1日(取得請求価額修正日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、400円とする。

ハ 取得請求価額の調整

取得請求価額は、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他一定の場合には次に定める算式により調整される外、合併等により取得請求価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

$$\text{調整後取得請求価額} = \text{調整前取得請求価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

二 取得請求の対価として交付する当銀行の普通株式数

本優先株式の取得請求の対価として交付する当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求の対価として交付する普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{取得請求価額}}$$

普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、平成21年9月30日までに取得請求のなかった本優先株式の全てを、平成21年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、当該優先株主に対して、本優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。この場合、当該平均値が400円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を400円で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。

(6) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当銀行が発行するすべての優先株式と同順位とする。

4 第一回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当銀行は、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、金銭を支払う剰余金の配当(以下優先配当金という。)を行うものとし、その内容は以下の通りとする。

優先配当金

本優先株式1株につき9円98銭とする。

非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して行う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。

優先中間配当金

本優先株式1株につき4円99銭とする。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき750円を支払う。本優先株主に対しては、前記の750円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金の額の剰余金の配当を行う旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、当該議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金の額の剰余金の配当を行う旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(4) 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当銀行は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求

本優先株主は、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに、当銀行の普通株式を交付することを請求できる。

取得請求し得べき期間

平成14年9月2日から平成26年2月28日までとする。

但し、株主総会において議決権を行使することが株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

取得請求の条件

イ 当初取得請求価額

当初取得請求価額は、平成14年9月2日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(気配表示もない終値のない日数を除く。)とする。

この場合、当該平均値が300円を下回るときは、300円とする。

ロ 取得請求価額の修正

取得請求価額は、平成15年3月1日以降平成25年3月1日までの毎年3月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(気配表示もない終値のない日数を除く。)とする。

この場合、当該平均値が300円を下回るときは、300円とする。

ハ 取得請求価額の調整

(a) 本優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、取得請求価額は、下記の算式(以下「取得請求価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得請求価額} = \text{調整前取得請求価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

調整後取得請求価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。但し、上記の算式により算出される調整後取得請求価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得請求価額とする。

()取得請求価額調整式で使用する時価を下回る払込み金額をもって普通株式を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外ときは払込期日の翌日を、調整後取得請求価額の適用開始日とする。

()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日がある場合はその日の翌日、株式の分割のための株主割当日がない場合は旧商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日を調整後取得請求価額の適用開始日とする。

但し、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後取得請求価額の適用開始日とする。

()取得請求価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合

株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日をそれ以外ときは、証券の発行日の翌日を、調整後取得請求価額の適用開始日とする。この場合、調整後取得請求価額の適用開始日の前日に、発行される証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、又はすべての新株引受権が行使されたものとみなし、調整後取得請求価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、取得請求又は新株引受権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。

(b) 合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得請求価額の調整を必要とする場合には上記(a)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。

(c) 取得請求価額調整式で使用する時価は、調整後取得請求価額の適用開始日(但し、上記(a)()但し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(気配表示もない終値のない日数を除く。)とする。

なお、調整後取得請求価額の適用開始日に先立ち45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(a)により取得請求価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求価額は上記(a)に準じて調整される。

(d) 取得請求価額調整式で使用する調整前取得請求価額は、調整後取得請求価額の適用開始日の前日において有効な取得請求価額とする。

(e) 取得請求価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は次に定める日における当銀行の発行済普通株式数とする。

()株式の分割を行う場合には旧商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

()その他の場合には、調整後取得請求価額の適用開始日の1ヶ月前の日

二 取得請求の対価として交付する当銀行の普通株式数

本優先株式の取得請求の対価として交付する当銀行の普通株式数は、次のとおりとする。

取得請求の対価として交付する普通株 $\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$

普通株式を対価とする一斉取得

当銀行は、平成26年2月28日までに取得請求のなかった本優先株式の全てを、平成26年3月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、当該優先株主に対して、本優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の福岡証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(気配表示もない終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。

この場合、当該平均値が300円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を300円で除して得られる数の当銀行の普通株式を交付する。

(6) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、当銀行が発行するすべての優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注)	450	182,584	-	34,262,032	-	23,164,342

(注) 平成16年10月1日より第一回第一種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権が生じております。これに伴い平成18年4月1日から同年9月30日までの取得請求権行使により、普通株式が450千株増加し、発行済株式総数は450千株増加しております。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	7,855	6.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	5,271	4.27
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	4,107	3.33
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,926	2.37
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	2,795	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,512	2.03
熊本ファミリー銀行行員持株会	熊本市水前寺6丁目29番20号	2,371	1.92
株式会社城野印刷所	熊本市本山4丁目8番25号	2,284	1.85
株式会社肥後銀行	熊本市練兵町1番地	2,134	1.73
株式会社南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	2,115	1.71
計		34,374	27.86

第一回第一種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ドウ・ヨネザワ	熊本市若葉1丁目2番1号	340	1.76
株式会社シティズ	京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1	300	1.55
司観光開発株式会社	熊本県玉名市繁根木131番1号	246	1.27
九州電力株式会社	福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号	200	1.03
熊本ヤマハ株式会社	熊本市南高江3丁目2番1号	200	1.03
株式会社オカザキ	熊本県合志市福原3122番8号	180	0.93
木村電機株式会社	熊本県上益城郡嘉島町上仲間294-20	160	0.83
株式会社熊本日日新聞社	熊本市世安町172番地	160	0.83
株式会社城野印刷所	熊本市本山4丁目8番25号	160	0.83
株式会社拓洋	熊本市健軍1丁目35番11号	160	0.83
株式会社鶴屋百貨店	熊本市手取本町6番1号	160	0.83
南日本信販株式会社	熊本市辛島町5番1号	160	0.83
計		2,426	12.61

(注) 当行は平成18年9月30日現在で自己株式を360千株(持株比率1.87%)保有しておりますが、上記表中には含めておりません。

第一回第二種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社福岡銀行	福岡市中央区天神2丁目13番1号	40,000	100.00
計		40,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種 優先株式 19,238,000		(注)1(注)2
	第一回第二種 優先株式 40,000,000		(注)3
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 304,000		(注)4
	(相互保有株式) 普通株式 120,000		(注)4
完全議決権株式(その他)	普通株式 121,430,000	121,430	(注)4、(注)5
単元未満株式	普通株式 1,492,250		(注)5、(注)6
発行済株式総数	182,584,250		
総株主の議決権		121,430	

(注) 1 第一回第一種優先株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」(注)3に記載しております。

2 第一回第一種優先株式の株式数の欄には当行所有の自己株式360千株が含まれております。

3 第一回第二種優先株式の内容は、「1株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」(注)4に記載しております。

4 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

5 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ23千株(議決権23個)及び60株含まれております。

6 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式136株が含まれております。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社熊本ファミリー銀行	熊本市水前寺6丁目29番20号	304,000	-	304,000	0.24
(相互保有株式) 株式会社熊本カード	熊本市山崎町44番地	120,000	-	120,000	0.09
計		424,000	-	424,000	0.34

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1千株(議決権1個)あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	394	365	310	288	270	255
最低(円)	359	299	258	250	209	231

(注) 1 最高・最低株価は福岡証券取引所におけるものです。

2 第一回第一種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

3 第一回第二種優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当事項ありません。

(2) 退任役員

該当事項ありません。

(3) 役職の異動

該当事項ありません。

第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)及び当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)は、中間連結株主資本等変動計算書及び中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間連結会計期間及び前中間会計期間との対比は行っておりません。

4 前中間連結会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成17年4月1日至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び監査法人トーマツの監査証明を受けております。

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		75,697	5.74	85,673	6.51	77,065	5.85
買入金銭債権		70	0.01	106	0.01	90	0.01
金銭の信託		4,151	0.31	3,943	0.30	3,986	0.30
有価証券	1,8	177,946	13.51	200,398	15.22	180,069	13.67
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,9	1,012,466	76.85	993,042	75.44	1,009,363	76.62
外国為替	7	377	0.03	722	0.05	460	0.04
その他資産	8,10	8,825	0.67	7,367	0.56	8,079	0.61
動産不動産	8,11 14,15	20,120	1.53			19,560	1.49
有形固定資産	11 14,15			18,837	1.43		
無形固定資産				611	0.05		
繰延税金資産		20,786	1.58	26,729	2.03	21,899	1.66
支払承諾見返		20,130	1.53	17,574	1.34	18,768	1.42
貸倒引当金		23,027	1.75	38,699	2.94	21,830	1.66
投資損失引当金		75	0.01			75	0.01
資産の部合計		1,317,470	100.00	1,316,309	100.00	1,317,438	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,214,502	92.18	1,218,650	92.58	1,205,345	91.49
借入金	12			10,000	0.76		
外国為替		20	0.00	28	0.00	17	0.00
社債	13			10,000	0.76	10,000	0.76
その他負債	10	7,508	0.57	7,503	0.57	7,510	0.57
賞与引当金		423	0.03	457	0.04	429	0.03
退職給付引当金		5,408	0.41	5,936	0.45	5,749	0.44
その他の偶発損失引当金		33	0.01	36	0.00	55	0.00
再評価に係る繰延税金負債	11	2,139	0.16	2,116	0.16	2,139	0.16
支払承諾		20,130	1.53	17,574	1.34	18,768	1.43
負債の部合計		1,250,168	94.89	1,272,303	96.66	1,250,017	94.88
(少数株主持分)							
少数株主持分		17	0.00			9	0.00
(資本の部)							
資本金		34,262	2.60			34,262	2.60
資本剰余金		23,164	1.76			23,164	1.76
利益剰余金		6,415	0.49			8,539	0.65
土地再評価差額金	11	872	0.07			871	0.07
その他有価証券評価差額金		2,690	0.20			700	0.05
自己株式		119	0.01			125	0.01
資本の部合計		67,284	5.11			67,412	5.12
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		1,317,470	100.00			1,317,438	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		18,267	100.00	17,266	100.00	42,721	100.00
資金運用収益		15,241		14,567		31,196	
(うち貸出金利息)		(14,333)		(13,518)		(28,521)	
(うち有価証券利息配当金)		(693)		(911)		(1,729)	
役務取引等収益		1,990		2,026		4,042	
その他業務収益		451		550		1,119	
その他経常収益		583		121		6,363	
経常費用		15,477	84.73	69,018	399.73	37,230	87.15
資金調達費用		1,125		1,271		2,766	
(うち預金利息)		(1,090)		(1,088)		(2,669)	
役務取引等費用		1,159		1,182		2,407	
その他業務費用		629		941		1,758	
営業経費		8,293		8,399		16,147	
その他経常費用	1	4,269		57,224		14,150	
経常利益(は経常損失)		2,790	15.27	51,752	299.73	5,491	12.85
特別利益		531	2.91	8	0.05	495	1.16
特別損失		2,052	11.24	36	0.21	2,339	5.48
減損損失	2	2,044				2,324	
その他		7		36		14	
税金等調整前中間(当期)純利益 (は税金等調整前中間純損失)		1,268	6.94	51,780	299.90	3,646	8.53
法人税、住民税及び事業税		24	0.13	20	0.12	50	0.12
法人税等調整額		135	0.74	4,583	26.54	100	0.23
少数株主利益 (は少数株主損失)		4	0.02	3	0.02	3	0.01
中間(当期)純利益 (は中間純損失)		1,376	7.53	47,214	273.45	3,499	8.19

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

(中間連結剰余金計算書)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高		23,164	23,164
資本剰余金増加高			
資本剰余金減少高			
資本剰余金中間期末(期末)残高		23,164	23,164
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高		5,668	5,668
利益剰余金増加高		1,543	3,667
中間(当期)純利益		1,376	3,499
土地再評価差額金取崩額		166	167
利益剰余金減少高		796	796
配当金		796	796
自己株式処分差損		0	0
利益剰余金中間期末(期末)残高		6,415	8,539

[次へ](#)

(中間連結株主資本等変動計算書)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	34,262	23,164	8,539	125	65,840
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			791		791
中間純損失			47,214		47,214
自己株式の取得				8	8
自己株式の処分			0	0	0
土地再評価差額金の取崩額			35		35
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)			47,970	8	47,979
平成18年9月30日残高(百万円)	34,262	23,164	39,430	134	17,861

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	700		871	1,572	9	67,421
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						791
中間純損失						47,214
自己株式の取得						8
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩額						35
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	398	0	35	433	24,996	24,562
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	398	0	35	433	24,996	23,416
平成18年9月30日残高(百万円)	301	0	836	1,138	25,005	44,005

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益(は税金等調整前中 間純損失)		1,268	51,780	3,646
減価償却費		378	350	781
減損損失		2,044		2,324
貸倒引当金の増減()額		3,172	9,630	7,632
投資損失引当金の増減()額			75	
賞与引当金の増減()額		19	27	13
退職給付引当金の増減()額		330	187	672
その他の偶発損失引当金 の増減()額		505	19	483
資金運用収益		15,241	14,567	31,196
資金調達費用		1,125	1,271	2,766
有価証券関係損・益()		380	643	5,985
金銭の信託の運用損・益()		154	43	290
為替差損・差益()		13	26	44
動産不動産処分損・益()		7		14
固定資産処分損・益()			34	
貸出金の純増()減		12,189	23,566	20,452
預金の純増減()		20,953	13,305	11,795
預け金(日銀預け金を除く) の純増()減		1,726	483	1,925
コールローン等の純増()減		6	16	13
外国為替(資産)の純増()減		45	262	37
外国為替(負債)の純増減()		16	10	12
資金運用による収入		15,322	14,399	31,123
資金調達による支出		902	1,146	2,389
その他		695	586	299
小計		9,950	4,319	1,490
法人税等の支払額		79	40	34
営業活動による キャッシュ・フロー		9,870	4,360	1,456

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		61,299	70,265	113,916
有価証券の売却による収入		29,355	43,336	59,150
有価証券の償還による収入		1,492	5,365	24,422
金銭の信託の増加による支出			500	
金銭の信託の減少による収入			500	
動産不動産の取得による支出		155		208
有形固定資産の取得による 支出			232	
無形固定資産の取得による 支出			95	
動産不動産の売却による収入		12		23
有形固定資産の売却による 収入			171	
投資活動による キャッシュ・フロー		30,594	21,720	30,528
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金による収入			10,000	
少数株主からの払込による 収入			25,000	
劣後特約付社債発行による 収入				9,915
配当金支払額		796	791	796
自己株式の取得による支出		5	8	11
自己株式の売却による収入		0	0	0
財務活動による キャッシュ・フロー		801	34,200	9,107
現金及び現金同等物 に係る換算差額		6	5	11
現金及び現金同等物 の増減()額		21,519	8,125	19,953
現金及び現金同等物の 期首残高		96,699	76,746	96,699
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		75,180	84,872	76,746

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 7社 主要な会社名 熊本ファミリー不動産株式会社 熊本ファミリービジネス株式会社 熊本ファミリー総合管理株式会社 株式会社ケイ・エフ・シー 株式会社熊本カードファミリーカード株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 7社 主要な会社名 熊本ファミリー不動産株式会社 熊本ファミリービジネス株式会社 熊本ファミリー総合管理株式会社 株式会社熊本カードファミリーカード株式会社 Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limited なお、Kumamoto Family Preferred Capital Cayman Limitedは、設立により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社 6社 主要な会社名 熊本ファミリー不動産株式会社 熊本ファミリービジネス株式会社 熊本ファミリー総合管理株式会社 株式会社熊本カードファミリーカード株式会社 なお、連結子会社熊本ファミリービジネス株式会社は、平成17年10月1日付で連結子会社株式会社ケイ・エフ・シーを吸収合併しております。</p> <p>(2) 同左</p>
2 持分法の適用に関する事項	持分法適用会社 0社	同左	同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次の通りであります。 3月末日 1社 6月末日 1社 9月末日 5社</p> <p>(2) 3月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次の通りであります。 9月末日 1社 12月末日 1社 3月末日 4社</p> <p>(2) 9月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外のものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のあるものについては中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については連結決算日前1ヶ月の市場価格等の平均、それ以外のものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (ロ) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～48年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,716百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額</p>	<p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は36,104百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>は28,865百万円であり ます。</p> <p>連結子会社の貸倒引当 金は、一般債権につい ては過去の貸倒実績率等 を勘案して必要と認め た額を、貸倒懸念債権 等特定の債権につい ては、個別に回収可能 性を勘案し、回収不能 見込額をそれぞれ引 き当てております。</p>	
	<p>(6) 投資損失引当金の計上 基準</p> <p>当行の投資損失引当金 は、投資に対する損失に 備えるため、有価証券の 発行会社の財政状態等 を勘案して必要と認め られる額を計上して おります。</p>		<p>(6) 投資損失引当金の計上 基準</p> <p>当行の投資損失引当金 は、投資に対する損失に 備えるため、有価証券の 発行会社の財政状態等 を勘案して必要と認め られる額を計上して おります。</p>
	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員 への賞与の支払いに備 えるため、従業員に対 する賞与の支給見込額 のうち、当中間連結会 計期間に帰属する額を 計上して おります。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員 への賞与の支払いに備 えるため、従業員に対 する賞与の支給見込額 のうち、当連結会計年 度に帰属する額を計上 して おります。</p>
	<p>(8) 退職給付引当金の計上 基準</p> <p>退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備 えるため、当中間連結 会計年度末における退 職給付債務及び年金資 産の見込額に基づき、 当中間連結会計期間 末において発生してい ると認められる額を 計上して おります。</p> <p>また、過去勤務債務及 び数理計算上の差異の 費用処理方法は以下の とおり であります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員 の平均残存勤務期間内 の一定の年数(主とし て13年)による定額法 により損益</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上 基準 同左</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上 基準</p> <p>退職給付引当金は、従 業員の退職給付に備 えるため、当連結会計 年度末における退職給 付債務及び年金資産の 見込額に基づき、必要 額を計上して おります。</p> <p>また、過去勤務債務及 び数理計算上の差異の 費用処理方法は以下の とおり であります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生時の従業員 の平均残存勤務期間内 の一定の年数(主とし て13年)による定額法 により損益 処理</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>		<p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として13年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</p>
	<p>なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、主として15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>		<p>なお、会計基準変更時差異(5,014百万円)については、主として15年による按分額を費用処理しております。</p>
	<p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(9) その他の偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれ中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算時の為替相場による円換算額を付しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(10) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>	<p>(11) リース取引の処理方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 (為替変動リスク・ヘッジ) 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(11)重要なヘッジ会計の方法 (為替変動リスク・ヘッジ) 同左</p> <p>(金利リスク・ヘッジ) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法 (為替変動リスク・ヘッジ) 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。	
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第 6号平成15年10月31日)を当中間 連結会計期間から適用してありま す。これにより、税金等調整前中間 純利益は2,044百万円減少しており ます。 なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除してありま す。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」(企業会計基準 第 5号平成17年12月 9日)及び「貸 借対照表の純資産の部の表示に関 する会計基準等の適用指針」(企業 会計基準適用指針第 8号平成17年12 月 9日)を当中間連結会計期間から 適用してあります。 当中間連結会計期間末における従 来の「資本の部」に相当する金額は 19,000百万円であります。 なお、当中間連結会計期間におけ る中間連結貸借対照表の純資産の部 については、中間連結財務諸表規則 及び銀行法施行規則の改正に伴い、 改正後の中間連結財務諸表及び銀行 法施行規則により作成してありま す。 (投資事業組合に関する実務対応報 告) 「投資事業組合に対する支配力基 準及び影響力基準の適用に関する実 務上の取扱い」(実務対応報告第20 号平成18年 9月 8日)が公表日以後 終了する中間連結会計期間に係る中 間連結財務諸表から適用されること になったことに伴い、当中間連結会 計期間から同実務対応報告を適用し てあります。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年 8月 9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第 6号平成15年10月31日)を当連結 会計年度から適用してあります。こ れにより、税金等調整前当期純利益 は2,324百万円減少してあります。 なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除してありま す。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、中間連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定しておりましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。</p> <p>この結果、当中間連結会計期間より株式、受益証券及びそれ以外のものについても中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>により算定)により算定しております。</p> <p>時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、従来、</p> <p>中間連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当中間連結会計期間より当中間連結会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税金等調整前中間純損失が158百万円増加、有価証券が4百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、繰延税金負債が1百万円、それぞれ減少しております。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)より改正され、平成18年4月1日以後開始する連結事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「動産不動産処分損益()」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益()」等として表示しております。</p> <p>(2) また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税金等調整前中間純損失が、1,947百万円増加しております。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は14,706百万円、延滞債権額は56,002百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は162百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,823百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は8,683百万円、延滞債権額は44,415百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,779百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 有価証券に含まれる関連会社の株式はありません。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は14,022百万円、延滞債権額は51,448百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は399百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,784百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,694百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は13,816百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,442百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額18,258百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,353百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 3,510百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>外貨定期預金 1,222百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引の担保等として、銀行預け金9百万円及び有価証券27,984百万円を差入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は533百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は75,879百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は11,257百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,065百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額15,322百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,056百万円であります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 3,489百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>外貨定期預金 百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等の取引の担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券47,023百万円を差入れております。</p> <p>なお、その他の資産のうち保証金権利金は463百万円あります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、82,655百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は12,580百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,268百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額16,848百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,871百万円あります。</p> <p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 3,481百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>外貨定期預金 210百万円</p> <p>上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引の担保等として、銀行預け金9百万円及び有価証券30,479百万円を差入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金495百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,082百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが64,975百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は31百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円であります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、108,852百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが82,045百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、91,422百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが65,939百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円あります。</p> <p>11 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,121百万円</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,578百万円</p> <p>12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された、劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>14 有形固定資産の減価償却累計額 14,022百万円</p> <p>15 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円) 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルピング有担保コール取引契約を締結しております。 当中間連結会計期間末におけるリボルピング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりです。 リボルピング有担保コール取引 50,000百万円 契約の総額 契約実行残高 百万円 差引額 50,000百万円</p>	<p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額5,121百万円</p> <p>13 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p> <p>14 動産不動産の減価償却累計額 14,418百万円</p> <p>15 動産不動産の圧縮記帳額 2,464百万円</p>
<p>14 動産不動産の減価償却累計額 14,179百万円</p>	<p>14 有形固定資産の減価償却累計額 14,022百万円</p>	<p>14 動産不動産の減価償却累計額 14,418百万円</p>
<p>15 動産不動産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>15 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>15 動産不動産の圧縮記帳額 2,464百万円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																								
1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,867百万円を含んでおります。	1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額38,290百万円及び債権売却に伴う損失18,030百万円を含んでおります。	1 その他の経常費用には、その他の債権売却損509百万円を含んでおります。																																								
2 当中間連結会計期間において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,044百万円)として特別損失に計上しております。		2 当連結会計年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落並びに賃料水準の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,324百万円)として特別損失に計上しております。																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本 県内</td> <td>賃貸用不動産 2 物件</td> <td rowspan="3">土地建物等</td> <td>1,139 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 5 物件</td> <td>123 百万円</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗 3ヶ店</td> <td>178 百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本 県外</td> <td>賃貸用不動産 1 物件</td> <td rowspan="3">土地建物動 産等</td> <td>380 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 3 物件</td> <td>221 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 3 物件</td> <td>222 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本 県内	賃貸用不動産 2 物件	土地建物等	1,139 百万円	遊休資産 5 物件	123 百万円	営業用店舗 3ヶ店	178 百万円	熊本 県外	賃貸用不動産 1 物件	土地建物動 産等	380 百万円	遊休資産 3 物件	221 百万円	遊休資産 3 物件	222 百万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">熊本 県内</td> <td>賃貸用不動産 2 物件</td> <td rowspan="3">土地建物等</td> <td>1,365 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 5 物件</td> <td>123 百万円</td> </tr> <tr> <td>営業用店舗 3ヶ店</td> <td>178 百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本 県外</td> <td>賃貸用不動産 1 物件</td> <td rowspan="3">土地建物動 産等</td> <td>434 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 3 物件</td> <td>222 百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産 3 物件</td> <td>222 百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本 県内	賃貸用不動産 2 物件	土地建物等	1,365 百万円	遊休資産 5 物件	123 百万円	営業用店舗 3ヶ店	178 百万円	熊本 県外	賃貸用不動産 1 物件	土地建物動 産等	434 百万円	遊休資産 3 物件	222 百万円	遊休資産 3 物件	222 百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																							
熊本 県内	賃貸用不動産 2 物件	土地建物等	1,139 百万円																																							
	遊休資産 5 物件		123 百万円																																							
	営業用店舗 3ヶ店		178 百万円																																							
熊本 県外	賃貸用不動産 1 物件	土地建物動 産等	380 百万円																																							
	遊休資産 3 物件		221 百万円																																							
	遊休資産 3 物件		222 百万円																																							
地域	主な用途	種類	減損損失																																							
熊本 県内	賃貸用不動産 2 物件	土地建物等	1,365 百万円																																							
	遊休資産 5 物件		123 百万円																																							
	営業用店舗 3ヶ店		178 百万円																																							
熊本 県外	賃貸用不動産 1 物件	土地建物動 産等	434 百万円																																							
	遊休資産 3 物件		222 百万円																																							
	遊休資産 3 物件		222 百万円																																							
<p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行なって算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p>		<p>営業用店舗については最小区分である営業店単位(出張所については母店と一体とみなす)で、グルーピングを行っております。また、賃貸用不動産及び遊休資産についてはそれぞれ個別の物件毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行なって算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。</p>																																								

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日至平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)	摘要
発行済株式数					
普通株式	122,896	450	-	123,346	(注)1
第一回第一種優先株式	19,238	-	-	19,238	
第一回第二種優先株式	40,000	-	-	40,000	
合計	182,134	450	-	182,584	
自己株式					
普通株式	325	28	1	352	(注)2,3
第一回第一種優先株式	-	360	-	360	(注)4
第一回第二種優先株式	-	-	-	-	
合計	325	388	1	712	

(変動事由の概要)

- (注)1. 普通株式の発行済株式の増加450千株は、第一回第一種優先株式の普通株式への転換による増加です。
2. 普通株式の自己株式の増加28千株は、単元未満株式の買取による増加です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求による減少です。
4. 第一回第一種優先株式の自己株式の増加360千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加です。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	122	1円	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回第一種 優先株式	269	14円	平成18年3月31日	平成18年6月29日
	第一回第二種 優先株式	399	9円98銭	平成18年3月31日	平成18年6月29日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成17年 9月30日現在 現金預け金勘定 75,697 普通預け金 446 その他の預け金 71 現金及び現金同等物 75,180	現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年 9月30日現在 現金預け金勘定 85,673 普通預け金 747 その他の預け金 54 現金及び現金同等物 84,872	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成18年 3月31日現在 現金預け金勘定 77,065 普通預け金 267 その他の預け金 50 現金及び現金同等物 76,746

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 2,057百万円 その他 百万円 合計 2,057百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,051百万円 その他 百万円 合計 1,051百万円 減損損失累計額相当額 動産 12百万円 その他 百万円 合計 12百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 993百万円 その他 百万円 合計 993百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 39百万円 1年超 967百万円 合計 1,006百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 12百万円 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,556百万円 その他 百万円 合計 1,556百万円 減価償却累計額相当額 動産 940百万円 その他 百万円 合計 940百万円 減損損失累計額相当額 動産 9百万円 その他 百万円 合計 9百万円 中間連結会計期間末残高相当額 動産 605百万円 その他 百万円 合計 605百万円 <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 307百万円 1年超 417百万円 合計 724百万円 <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 9百万円 	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 動産 1,974百万円 その他 百万円 合計 1,974百万円 減価償却累計額相当額 動産 1,077百万円 その他 百万円 合計 1,077百万円 減損損失累計額相当額 動産 11百万円 その他 百万円 合計 11百万円 年度末残高相当額 動産 896百万円 その他 百万円 合計 896百万円 <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 344百万円 1年超 552百万円 合計 896百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の年度末残高 11百万円

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 206百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 205百万円 減損損失 14百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 166百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 141百万円 支払利息相当額 24百万円 減損損失 百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 401百万円 リース資産減損勘定の取崩額 3百万円 減価償却費相当額 397百万円 減損損失 14百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」を含めて記載しております。

前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
社債	7,959	7,917	41	38	80
その他	10,547	10,177	370	25	396
合計	18,506	18,094	412	64	476

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	15,801	20,450	4,648	5,154	505
債券	131,132	130,837	295	193	488
国債	89,958	89,640	318	79	397
地方債	99	98	1		1
社債	41,074	41,098	24	114	89
その他	5,392	5,553	160	227	67
合計	152,327	156,842	4,514	5,575	1,060

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式および受益証券については当中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間において減損処理した株式および受益証券はありません。

また、時価が「著しく下落しており、取得原価まで回復する見込みがあると認められないもの」と判断するための基準は、次のとおりであります。

中間連結会計期間末日前1カ月の市場価格等の平均が取得原価に対して下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理

下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として処理

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募債券	1,200
その他有価証券 非上場株式	1,397
買入金銭債権	70

当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
社債	7,727	7,596	131	13	144
その他	12,023	11,420	603	6	609
合計	19,751	19,017	734	19	754

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	21,194	23,015	1,820	2,729	909
債券	150,805	149,452	1,353	69	1,423
国債	95,672	94,657	1,015	27	1,042
地方債	399	395	3	1	5
社債	54,733	54,399	334	40	374
その他	5,762	5,802	39	123	84
合計	177,763	178,269	506	2,922	2,416

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、従来、中間連結会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っておりましたが、当中間連結会計期間より当中間連結会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。

なお、当中間連結会計期間において減損処理した株式および受益証券の金額は702百万円であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募債券	950
その他有価証券 非上場株式	1,300
買入金銭債権	106

前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券		

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
社債	7,732	7,458	273	13	287
その他	10,535	9,670	865	15	880
合計	18,267	17,128	1,139	28	1,168

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	21,365	24,782	3,416	4,047	631
債券	131,821	129,400	2,420	20	2,441
国債	79,064	77,259	1,805	1	1,807
地方債	299	292	7		7
社債	52,457	51,849	607	19	627
その他	5,062	5,242	179	220	40
合計	158,249	159,425	1,175	4,288	3,113

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式および受益証券については当連結会計年度末日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理した株式及び受益証券はありません。

また、時価が「著しく下落しており、取得原価まで回復する見込みがあると認められないもの」と判断するための基準は、次のとおりであります。

連結会計年度末日前1ヵ月の市場価格等の平均が取得原価に対して下落率が50%以上の銘柄については一律減損処理

下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の時価の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として処理

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	52,351	6,168	187

5 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成18年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券 非公募債券	1,000
その他有価証券 非上場株式	1,375
買入金銭債権	90

6 保有目的を変更した有価証券

該当事項ありません。

7 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成18年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	7,939	95,460	22,281	12,451
国債		55,806	10,000	11,451
地方債		96	195	
社債	7,939	39,556	12,084	1,000
その他	1,725	1,605	5,501	4,507
合計	9,665	97,065	27,783	16,959

[前へ](#)

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在)
該当事項ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)
該当事項ありません。

当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)
該当事項ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)
該当事項ありません。

前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,986	26

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成18年3月31日現在)
該当事項ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年3月31日現在)
該当事項ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	4,514
その他有価証券	4,514
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	1,823
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,690
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,690

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	506
その他有価証券	506
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	204
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	301
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	301

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,175
その他有価証券	1,175
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	474
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	700
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	700

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約 通貨オプション その他	114	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

契約額等の当中間連結会計期間末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	33	0	0
	為替予約			
	通貨オプション			
	その他			
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

契約額等の当中間連結会計期間末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が利用しているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引、通貨関連では為替予約取引、通貨スワップ取引、有価証券関連では債券先物取引、債券オプション取引であります。

(2) 取組方針および利用目的

当行は、顧客の為替取引に係るリスクヘッジニーズに対応するため為替予約取引、通貨スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しており、また、当行自身の市場リスクの適切な管理等を目的とする資産・負債の総合管理(いわゆるALM)に活用するために金利スワップ取引を利用しております。また、当行が保有する有価証券に係る価格変動リスクの回避および収益の獲得を目的とし、債券先物取引、債券オプション取引等のデリバティブ取引も利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 通貨スワップ取引および為替スワップ取引等

(ヘッジ対象) 外貨建金銭債権債務等

ヘッジ方針

当行は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で通貨スワップ取引および為替スワップ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 各種リスクの内容

当行が利用しているデリバティブ取引には、市場リスクおよび信用リスクを有しております。市場リスクについては、殆どがヘッジ目的のデリバティブ取引であり、リスク量は極めて限られたものとなっております。

また、信用リスクについては、当行のデリバティブ取引の契約先はいずれも信用度の高い金融機関等であり、相手方の契約不履行によるリスクは殆どないものと考えております。

(4) リスク管理体制

当行が利用しているデリバティブ取引は、社内規定に基づき行っております。規定には、デリバティブ取引の利用範囲、権限、限度枠等および報告体制に関するルールが定められており、各種リスク状況は業務管理部で管理し、毎月の取締役会、ALM委員会等において報告いたしております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項ありません。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ				
	為替予約	29		0	0
	売建	4		0	0
	買建	24		0	0
	通貨オプション その他				
	合計			0	0

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

契約額等の当連結会計年度末残高はありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当事項ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当事項ありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

連結会社は銀行業以外に一部で人材派遣業、不動産の管理業等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり純資産額	円	225.34	166.18	226.76
1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間純損失)	円	11.27	384.84	23.15
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	5.59		15.84

(注) 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在しますが、純損失が計上されているので記載していません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前中間連結会計期間末 平成17年9月30日	当中間連結会計期間末 平成18年9月30日	前連結会計年度末 平成18年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)		44,005	
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		64,444	
(うち少数株主持分)		25,005	
(うち優先株式に係る当中間連結会 計期間末の純資産額)		39,439	
普通株式に係る当中間連結会計期間末 の純資産額(百万円)		20,438	
1株当たり純資産額の算定に用いられた 当中間連結会計期間末の普通株式の 数(千株)		122,994	

2 1株当たり中間(当期)純利益又は中間純損失及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益 又は中間純損失				
中間(当期)純利益 (は中間純損失)	百万円	1,376	47,214	3,499
普通株主に帰属しない金額	百万円			668
うち優先配当額	百万円			668
普通株式に係る 中間(当期)純利益 (は普通株式に係る中間 純損失)	百万円	1,376	47,214	2,831
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	122,191	122,638	122,306
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 調整額	百万円			688
うち利益処分による優 先配当額	百万円			688
普通株式増加数	千株	123,776		98,841
うち優先株式の転換請 求権	千株	123,776		98,841
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜 在株式の概要			第一回第一種優先株式転換 請求権及び第一回第二種優 先株式転換請求権 なお、上記の優先株式転 換請求権の概要は、「第4 提出会社の状況」中、「1 株式等の状況」の「(1)株 式の総数等」の「発行 済株式」の脚注に記載のと おり。	

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

該当事項ありません。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

熊本ファミリー銀行(取締役頭取 河口和幸)と福岡銀行(取締役頭取 谷正明)は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。

(1) 経営統合の目的

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2) 統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

(3) 持株会社の概要

商号	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ (英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)	
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。	
本店所在地	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号 (現 福岡銀行本店所在地)	
設立時期	平成19年4月2日(月)	
資本金	1,000億円	
資本準備金	250億円	
発行予定株式数	普通株式	726,224,635株
	第一種優先株式	18,878,000株
	第二種優先株式	40,000,000株
	ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。	
単元株式数	普通株式	1,000株
	優先株式	1,000株
決算期	毎年3月31日	

(4) 株式移転比率

福岡銀行の普通株式 1 株に対して、持株会社の普通株式 1 株

熊本ファミリー銀行の普通株式 1 株に対して、持株会社の普通株式0.217株

熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株) 1 株に対して、持株会社の第一種優先株式 1 株

熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株) 1 株に対して、持株会社の第二種優先株式 1 株

ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。

(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い

福岡銀行が発行している第 2 回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第 1 項第 9 号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。

(6) 両行の概要(単体)

平成18年 3 月末現在

	株式会社 福岡銀行	株式会社 熊本ファミリー銀行	単純合計
設立年月	昭和20年 3 月	昭和 4 年 1 月	
本店所在地	福岡市中央区天神二丁目13番 1 号	熊本市水前寺六丁目29番20号	
代表者	取締役頭取 谷正明	取締役頭取 河口和幸	
資本金	703億円	342億円	1,045億円
総資産	77,119億円	13,184億円	90,303億円
純資産	3,987億円	679億円	4,667億円
経常収益	1,662億円	417億円	2,080億円
経常利益	542億円	53億円	595億円
当期純利益	302億円	46億円	349億円
決算期	毎年 3 月31日	毎年 3 月31日	
自己資本比率	9.62%(国内基準)	9.33%(国内基準)	
預金残高	65,619億円	12,058億円	77,678億円
貸出金残高	51,149億円	10,068億円	61,218億円
従業員数	3,031名	1,121名	4,152名
事業所数	167店舗(9 出張所を含む)	77店舗(3 出張所を含む)	244店舗
発行済株式総数			
普通株式	686,534,240株	122,896,250株	
第一種優先株式		19,238,000株	
第二種優先株式		40,000,000株	

前連結会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当行は、平成18年5月12日の取締役会決議に基づき、株式会社（本店：福岡市 頭取：谷 正明）との間で、業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

1. 基本合意の目的

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、業務・資本提携並びに将来的な経営統合により、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長の実現及び従業員満足度の向上を目指します。

2. 業務・資本提携の内容

（1）業務提携の内容

事業再生支援
ATM相互無料提携
ビジネスローン業務提携
法人ソリューション営業提携
個人向け営業提携
業務効率化提携

（2）資本提携の内容

株式会社福岡銀行が株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式を株式会社整理回収機構から全額買取ることについて、株式会社整理回収機構を通じて預金保険機構に対して申し出を行い、平成18年5月17日付で取得いたしました。

（株式会社福岡銀行が取得した株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式の内容）

取得株式の総数	40,000,000株
取得価格	1株につき788円79銭
取得総額	31,551,600,000円
取得先	株式会社整理回収機構
取得日	平成18年5月17日

3. 将来的な経営統合に向けた検討の開始及びその方式・時期等

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、統合準備委員会を設置し、適正な資産査定等に基づき統合比率を決定のうえ、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年を目処に共同株式移転により持株会社を設立することについて検討を開始いたします。

(2) 【その他】

重要な訴訟事件

平成17年12月2日に東京地方裁判所から破産手続の開始決定を受けた木村建設株式会社の破産管財人弁護士が、同社に対する当行の一連の処理に関し、「行為の否認」並びに「損害賠償」として総額42億円を求める提訴を行っております。

当行としては、あくまで一連の耐震構造偽装問題に絡む社会的な問題であり、また、当行の対応については何等問題はないものと考えております。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		75,691	5.74	85,663	6.50	77,058	5.84
買入金銭債権		70	0.01	106	0.01	90	0.01
金銭の信託		4,151	0.31	3,943	0.30	3,986	0.30
有価証券	1,8	178,574	13.54	201,318	15.29	180,512	13.69
貸出金	2,3, 4,5,6, 7,9	1,010,507	76.62	987,844	75.00	1,006,836	76.37
外国為替	7	377	0.03	722	0.05	460	0.03
その他資産	8,10	7,309	0.55	6,294	0.48	6,552	0.50
動産不動産	8,11 12,13	18,395	1.40			18,187	1.38
有形固定資産	11 12,13			17,033	1.29		
無形固定資産				564	0.04		
繰延税金資産		20,769	1.58	27,096	2.06	21,870	1.66
支払承諾見返		20,130	1.53	17,572	1.33	18,768	1.42
貸倒引当金		17,113	1.30	31,067	2.35	15,843	1.20
投資損失引当金		75	0.01			75	0.00
資産の部合計		1,318,790	100.00	1,317,092	100.00	1,318,405	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	1,215,476	92.16	1,219,115	92.56	1,205,827	91.46
借入金	14			10,000	0.76		
外国為替		20	0.00	28	0.00	17	0.00
社債	15			35,500	2.70	10,000	0.76
その他負債	10	7,090	0.54	7,053	0.54	7,129	0.54
賞与引当金		393	0.03	422	0.03	400	0.03
退職給付引当金		5,376	0.41	5,903	0.45	5,718	0.44
その他の偶発損失引当金		417	0.03	448	0.03	414	0.03
再評価に係る繰延税金負債	13	2,139	0.16	2,116	0.16	2,139	0.16
支払承諾		20,130	1.53	17,572	1.33	18,768	1.42
負債の部合計		1,251,046	94.86	1,298,159	98.56	1,250,416	94.84
(資本の部)							
資本金		34,262	2.60			34,262	2.60
資本剰余金		23,164	1.75			23,164	1.76
資本準備金		23,164				23,164	
利益剰余金		6,849	0.52			9,091	0.69
利益準備金		160				160	
任意積立金		3,100				3,100	
中間(当期)未処分利益		3,589				5,831	
土地再評価差額金	13	872	0.06			871	0.07
その他有価証券評価差額金		2,690	0.20			700	0.05
自己株式		94	0.01			100	0.01
資本の部合計		67,744	5.14			67,989	5.16
負債及び資本の部合計		1,318,790	100.00			1,318,405	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		17,945	100.00	16,939	100.00	41,789	100.00
資金運用収益		15,223		14,503		31,108	
(うち貸出金利息)		(14,264)		(13,452)		(28,383)	
(うち有価証券利息配当金)		(743)		(913)		(1,779)	
役務取引等収益		1,935		1,957		3,925	
その他業務収益		176		344		365	
その他経常収益		610		134		6,390	
経常費用		15,122	84.27	69,734	411.68	36,460	87.25
資金調達費用		1,125		1,295		2,764	
(うち預金利息)		(1,090)		(1,088)		(2,669)	
役務取引等費用		1,246		1,250		2,604	
その他業務費用		85		374		258	
営業経費	1	8,359		8,572		16,494	
その他経常費用	2	4,306		58,241		14,338	
経常利益(は経常損失)		2,823	15.73	52,795	311.68	5,329	12.75
特別利益		25	0.14	1	0.01	29	0.07
特別損失		532	2.96	36	0.21	539	1.29
減損損失	3	524				525	
その他		7		36		14	
税引前中間(当期)純利益 (は税引前中間純損失)		2,316	12.91	52,829	311.88	4,818	11.53
法人税、住民税及び事業税		11	0.06	8	0.05	25	0.06
法人税等調整額		136	0.75	4,979	29.39	111	0.27
中間(当期)純利益 (は中間純損失)		2,441	13.60	47,858	282.53	4,682	11.20
前期繰越利益		981				981	
自己株式処分差損		0				0	
土地再評価差額金取崩額		166				167	
中間(当期)未処分利益		3,589				5,831	

【中間株主資本等変動計算書】
 当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	34,262	23,164		23,164
中間会計期間中の変動額				
中間会計期間中の変動額合計(百万円)				
平成18年9月30日残高(百万円)	34,262	23,164		23,164

	株主資本					
	利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	160	3,100	5,831	9,091	100	66,417
中間会計期間中の変動額						
利益準備金・別途積立金の積立	160	4,000	4,160			
剰余金の配当(注)			791	791		791
中間純損失			47,858	47,858		47,858
自己株式の取得					8	8
自己株式の処分			0	0	0	0
土地再評価差額金の取崩額			35	35		35
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)						
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	160	4,000	52,774	48,614	8	48,622
平成18年9月30日残高(百万円)	320	7,100	46,942	39,522	109	17,794

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	700		871	1,572	67,989
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)					791
中間純損失					47,858
自己株式の取得					8
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩額					35
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	398	0	35	433	433
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	398	0	35	433	49,056
平成18年9月30日残高(百万円)	301	0	836	1,138	18,933

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算日前1カ月の市場価格等の平均、それ以外については、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については決算日前1カ月の市場価格等の平均、それ以外については、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
	(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。	(2) 同左	(2) 同左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 デリバティブ取引 の評価基準及び評価 方法	デリバティブ取引の評価 は、時価法により行っており ます。	同左	同左
4 固定資産の減価償 却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法 (ただし、平成10年4月 1日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く。) については定額法)を採 用し、年間減価償却費見 積額を期間により按分し 計上しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償 却は、定率法(ただし、 平成10年4月1日以後に 取得した建物(建物附属 設備を除く。))について は定額法)を採用し、年 間減価償却費見積額を期 間により按分し計上して おります。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法 (ただし、平成10年4月 1日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く。) については定額法)を採 用しております。 なお、主な耐用年数は 次のとおりであります。 建物：3年～48年 動産：2年～20年
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェ アについては、行内にお ける利用可能期間(5年) に基づく定額法により償 却しております。	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償 却は、定額法により償却 しております。自社利用 のソフトウェアについて は、行内における利用可 能期間(5年)に基づく定 額法により償却しており ます。	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェ アについては、行内にお ける利用可能期間(5年) に基づく定額法により償 却しております。

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は59,668百万円であります。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>また、当中間期より破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き立てしております。</p> <p>また、当中間期から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署</p>	<p>(1) 貸倒引当金 予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		<p>から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,675百万円であります。</p>	
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。		(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。	(3) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p>		<p>過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p>
	(5) その他の偶発損失引当金 その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) その他の偶発損失引当金 同左	(5) その他の偶発損失引当金 同左
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9 ヘッジ会計の方法	(為替変動リスク・ヘッジ) 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(為替変動リスク・ヘッジ) 同左	(為替変動リスク・ヘッジ) 同左

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
10 ヘッジ会計の方法		<p>(金利リスク・ヘッジ) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジするヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。</p>	
11 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間期の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当中間 会計期間から適用しております。こ れにより税引前中間純利益は524百 万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に 関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示 に関する会計基準」(企業会計基準 第5号平成17年12月9日)及び「貸 借対照表の純資産の部の表示に関 する会計基準等の適用指針」(企業 会計基準適用指針第8号平成17年 12月9日)を当中間会計期間から適用 しております。</p> <p>当中間会計期間末における従来の 「資本の部」に相当する金額は 18,933百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中 間貸借対照表の純資産の部につい ては、中間財務諸表等規則及び銀行 法施行規則の改正に伴い、改正後 の中間財務諸表等規則及び銀行法 施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等 に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少 等に関する会計基準」(企業会計基 準第1号平成14年2月21日)及び 「自己株式及び準備金の額の減少 等に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第2号平 成14年2月21日)が平成17年12 月27日付及び平成18年8月11 日付で一部改正され、会社法の 定めが適用される処理に関して 適用されることになったことに 伴い、当中間会計期間から同 会計基準及び適用指針を適用 しております。これによる中間貸 借対照表等</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)を当 事業年度から適用しております。こ れにより税引前当期純利益は525 百万円減少しております。</p> <p>なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)に基づき減価償却累計額を直 接控除により表示しているため、減 損損失累計額につきましては、各資 産の金額から直接控除しておりま す。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>に与える影響は軽微であります。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告)</p> <p>「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年 9月 8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。 (有価証券の評価基準及び評価方法)</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、中間会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定していましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにいたしました。この結果、当中間会計期間より株式、受益証券及びそれ以外のものについても中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しております。</p> <p>時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>また、従来、中間会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行っていましたが、当中間会計期間より当中間会計期間末日の市場価格等が取得原</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税引前中間純損失が158百万円増加、有価証券が4百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、繰延税金負債が1百万円、それぞれ減少しております。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
	<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)より改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>

追加情報

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができない債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。これにより、経常損失及び税引前中間純損失が、2,547百万円増加しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 617百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は10,710百万円、延滞債権額は54,526百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、109百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,823百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 関係会社の株式(及び出資額)総額 922百万円</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,092百万円、延滞債権額は42,839百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,779百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 432百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,992百万円、延滞債権額は49,896百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、399百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,784百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,169百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は13,816百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,442百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額18,258百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,353百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,711百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は11,257百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,065百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額15,322百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,056百万円であります。</p>	<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は77,072百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は12,580百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,268百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済みの優先受益権を含めた元本総額16,848百万円に係る貸倒引当金を計上しております。</p> <p>7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形および買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は12,871百万円であります。</p>
<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,510百万円 担保資産に対応する債務 外貨定期預金 1,222百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引等の担保等として、銀行預け金9百万円及び有価証券27,984百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は948百万円であります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,489百万円 担保資産に対応する債務 外貨定期預金 百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共通担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券47,023百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金権利金は878百万円あります。</p>	<p>8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 3,481百万円 担保資産に対応する債務 外貨定期預金 210百万円 上記のほか、内国為替決済、歳入金、業界共同システムの取引の担保等として、銀行預け金9百万円及び有価証券30,479百万円を差し入れております。</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、77,101百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが62,824百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。</p> <p>なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は31百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 13,456百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,318百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが80,768百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11 有形固定資産の減価償却累計額 13,482百万円</p> <p>12 有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>	<p>9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、78,299百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが64,468百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(主に半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>10 ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ利益」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は0百万円、繰延ヘッジ利益の総額は0百万円です。</p> <p>11 動産不動産の減価償却累計額 13,533百万円</p> <p>12 動産不動産の圧縮記帳額 2,464百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>13 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p>

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)								
<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,121百万円</p>	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,578百万円</p> <p>14 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。</p> <p>15 社債には、劣後特約付社債35,500百万円が含まれております。</p> <p>当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルピング有担保コール取引契約を締結しております。</p> <p>当中間会計期間末におけるリボルピング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リボルピング有担保コール取引</td> <td style="text-align: right;">50,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約の総額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">50,000百万円</td> </tr> </table>	リボルピング有担保コール取引	50,000百万円	契約の総額		契約実行残高	百万円	差引額	50,000百万円	<p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の前事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">5,121百万円</p> <p>15 社債には、劣後特約付社債10,000百万円が含まれております。</p>
リボルピング有担保コール取引	50,000百万円									
契約の総額										
契約実行残高	百万円									
差引額	50,000百万円									

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)												
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">261百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">90百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額3,841百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	261百万円	その他	90百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">230百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">95百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額39,189百万円及び債権売却に伴う損失18,030百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	230百万円	その他	95百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">537百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">183百万円</td> </tr> </table> <p>2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額12,880百万円を含んでおります。</p>	建物・動産	537百万円	その他	183百万円
建物・動産	261百万円													
その他	90百万円													
建物・動産	230百万円													
その他	95百万円													
建物・動産	537百万円													
その他	183百万円													

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																								
<p>3 当中間会計期間において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（524百万円）として特別損失に計上しております。</p>		<p>3 当事業年度において以下の資産について、収益力の低下及び継続的な地価の下落により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、以下の資産についての帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（525百万円）として特別損失に計上しております。</p>																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">熊本 県内</td> <td>遊休資産</td> <td rowspan="2">土地建物等</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>5 物件</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本 県外</td> <td>営業用店舗</td> <td rowspan="3">土地建物 動産等</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>3ヶ店</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>221</td> </tr> <tr> <td>3 物件</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本 県内	遊休資産	土地建物等	123	5 物件	百万円	熊本 県外	営業用店舗	土地建物 動産等	178	3ヶ店	百万円	遊休資産	221	3 物件	百万円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">熊本 県内</td> <td>遊休資産</td> <td rowspan="2">土地建物等</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>5 物件</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊本 県外</td> <td>営業用店舗</td> <td rowspan="3">土地建物 動産等</td> <td>178</td> </tr> <tr> <td>3ヶ店</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>3 物件</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table>	地域	主な用途	種類	減損損失	熊本 県内	遊休資産	土地建物等	123	5 物件	百万円	熊本 県外	営業用店舗	土地建物 動産等	178	3ヶ店	百万円	遊休資産	222	3 物件	百万円
地域	主な用途	種類	減損損失																																							
熊本 県内	遊休資産	土地建物等	123																																							
	5 物件		百万円																																							
熊本 県外	営業用店舗	土地建物 動産等	178																																							
	3ヶ店		百万円																																							
	遊休資産		221																																							
3 物件	百万円																																									
地域	主な用途	種類	減損損失																																							
熊本 県内	遊休資産	土地建物等	123																																							
	5 物件		百万円																																							
熊本 県外	営業用店舗	土地建物 動産等	178																																							
	3ヶ店		百万円																																							
	遊休資産		222																																							
3 物件	百万円																																									
<p>営業用店舗については最小区分である営業店単位（出張所については母店と一体とみなす）で、グルーピングを行っております。また、遊休資産については個別の物件毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行なって算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。</p>		<p>営業用店舗については最小区分である営業店単位（出張所については母店と一体とみなす）で、グルーピングを行っております。また、遊休資産については個別の物件毎にグルーピングを行っております。</p> <p>回収可能価額の測定は、正味売却価額であり、路線価に基づいて合理的な調整を行なって算出した価額から処分費用見込額を控除して算定しており、重要性のある不動産については、不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。</p>																																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	277	28	1	304	(注)1,2
第一回第一種 優先株式		360		360	(注)3
第一回第二種 優先株式					
合計	277	388	1	664	

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取による増加です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増による減少です。
3. 第一回第一種優先株式の自己株式の増加360千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加です。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																										
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>2,020百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,020百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,035百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,035百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>12百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>971百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>971百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>32百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>951百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>984百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 12百万円 	動産	2,020百万円	その他	百万円	合計	2,020百万円	動産	1,035百万円	その他	百万円	合計	1,035百万円	動産	12百万円	その他	百万円	合計	12百万円	動産	971百万円	その他	百万円	合計	971百万円	1年内	32百万円	1年超	951百万円	合計	984百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,530百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,530百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>924百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>924百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>9百万円</td></tr> </table> 中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>595百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>595百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>302百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>411百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>713百万円</td></tr> </table> リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 9百万円 	動産	1,530百万円	その他	百万円	合計	1,530百万円	動産	924百万円	その他	百万円	合計	924百万円	動産	9百万円	その他	百万円	合計	9百万円	動産	595百万円	その他	百万円	合計	595百万円	1年内	302百万円	1年超	411百万円	合計	713百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,938百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,938百万円</td></tr> </table> 減価償却累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>1,059百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,059百万円</td></tr> </table> 減損損失累計額相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>11百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>11百万円</td></tr> </table> 期末残高相当額 <table> <tr><td>動産</td><td>867百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>867百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>337百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>541百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>878百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> リース資産減損勘定の期末残高 11百万円 	動産	1,938百万円	その他	百万円	合計	1,938百万円	動産	1,059百万円	その他	百万円	合計	1,059百万円	動産	11百万円	その他	百万円	合計	11百万円	動産	867百万円	その他	百万円	合計	867百万円	1年内	337百万円	1年超	541百万円	合計	878百万円
動産	2,020百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	2,020百万円																																																																																											
動産	1,035百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	1,035百万円																																																																																											
動産	12百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	12百万円																																																																																											
動産	971百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	971百万円																																																																																											
1年内	32百万円																																																																																											
1年超	951百万円																																																																																											
合計	984百万円																																																																																											
動産	1,530百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	1,530百万円																																																																																											
動産	924百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	924百万円																																																																																											
動産	9百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	9百万円																																																																																											
動産	595百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	595百万円																																																																																											
1年内	302百万円																																																																																											
1年超	411百万円																																																																																											
合計	713百万円																																																																																											
動産	1,938百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	1,938百万円																																																																																											
動産	1,059百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	1,059百万円																																																																																											
動産	11百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	11百万円																																																																																											
動産	867百万円																																																																																											
その他	百万円																																																																																											
合計	867百万円																																																																																											
1年内	337百万円																																																																																											
1年超	541百万円																																																																																											
合計	878百万円																																																																																											

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 203百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 201百万円 減損損失 14百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 164百万円 リース資産減損勘定の取崩額 1百万円 減価償却費相当額 139百万円 支払利息相当額 23百万円 減損損失 百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 支払リース料 393百万円 リース資産減損勘定の取崩額 3百万円 減価償却費相当額 390百万円 減損損失 14百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

該当事項ありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

該当事項ありません。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)

該当事項ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

該当事項ありません。

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

熊本ファミリー銀行(取締役頭取 河口和幸)と福岡銀行(取締役頭取 谷正明)は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。

(1) 経営統合の目的

両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。

両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

(2) 統合形態

熊本ファミリー銀行と福岡銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

(3) 持株会社の概要

商号	株式会社ふくおかフィナンシャルグループ (英文名称 Fukuoka Financial Group, Inc.)	
事業内容	銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。	
本店所在地	福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号 (現 福岡銀行本店所在地)	
設立時期	平成19年4月2日(月)	
資本金	1,000億円	
資本準備金	250億円	
発行予定株式数	普通株式	726,224,635株
	第一種優先株式	18,878,000株
	第二種優先株式	40,000,000株
	ただし、熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債について、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。	
単元株式数	普通株式	1,000株
	優先株式	1,000株
決算期	毎年3月31日	

(4) 株式移転比率

福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株

熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株

熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式(民間優先株) 1株に対して、持株会社の第一種優先株式 1株
 熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式(旧公的優先株) 1株に対して、持株会社の第二種優先株式 1株

ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議の上、変更することがあります。

(5) 劣後特約付無担保転換社債の取扱い

福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。

(6) 両行の概要(単体)

平成18年3月末現在

	株式会社 福岡銀行	株式会社 熊本ファミリー銀行	単純合計
設立年月	昭和20年3月	昭和4年1月	
本店所在地	福岡市中央区天神二丁目13番1号	熊本市水前寺六丁目29番20号	
代表者	取締役頭取 谷正明	取締役頭取 河口和幸	
資本金	703億円	342億円	1,045億円
総資産	77,119億円	13,184億円	90,303億円
純資産	3,987億円	679億円	4,667億円
経常収益	1,662億円	417億円	2,080億円
経常利益	542億円	53億円	595億円
当期純利益	302億円	46億円	349億円
決算期	毎年3月31日	毎年3月31日	
自己資本比率	9.62%(国内基準)	9.33%(国内基準)	
預金残高	65,619億円	12,058億円	77,678億円
貸出金残高	51,149億円	10,068億円	61,218億円
従業員数	3,031名	1,121名	4,152名
事業所数	167店舗(9出張所を含む)	77店舗(3出張所を含む)	244店舗
発行済株式総数			
普通株式	686,534,240株	122,896,250株	
第一種優先株式		19,238,000株	
第二種優先株式		40,000,000株	

前事業年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

当行は、平成18年5月12日の取締役会決議に基づき、株式会社福岡銀行（本店：福岡市 頭取：谷 正明）との間で、業務・資本提携を行うこと並びに共同持株会社の設立等を内容とする将来的な経営統合に向けた検討を開始することについて基本合意いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

1. 基本合意の目的

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、業務・資本提携並びに将来的な経営統合により、営業ネットワークの拡大等による顧客サービスの向上、地域社会への貢献、企業価値の持続的成長の実現及び従業員満足度の向上を目指します。

2. 業務・資本提携の内容

（1）業務提携の内容

事業再生支援
ATM相互無料提携
ビジネスローン業務提携
法人ソリューション営業提携
個人向け営業提携
業務効率化提携

（2）資本提携の内容

株式会社福岡銀行が株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式を株式会社整理回収機構から全額買取ることについて、株式会社整理回収機構を通じて預金保険機構に対して申し出を行い、平成18年5月17日付で取得いたしました。

（株式会社福岡銀行が取得した株式会社熊本ファミリー銀行の公的優先株式の内容）

取得株式の総数	40,000,000株
取得価格	1株につき788円79銭
取得総額	31,551,600,000円
取得先	株式会社整理回収機構
取得日	平成18年5月17日

3. 将来的な経営統合に向けた検討の開始及びその方式・時期等

株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行は、統合準備委員会を設置し、適正な資産査定等に基づき統合比率を決定のうえ、株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年を目処に共同株式移転により持株会社を設立することについて検討を開始いたします。

(2) 【その他】

重要な訴訟事件

平成17年12月2日に東京地方裁判所から破産手続の開始決定を受けた木村建設株式会社の破産管財人弁護士が、同社に対する当行の一連の処理に関し、「行為の否認」並びに「損害賠償」として総額42億円を求める提訴を行っております。

当行としては、あくまで一連の耐震構造偽装問題に絡む社会的な問題であり、また、当行の対応については何等問題はないものと考えております。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第14期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日） | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (2) 訂正発行登録書
平成18年1月27日に提出した発行登録書（期限前償還条項付無担保社債）
に係る訂正発行登録書であります。 | 平成18年6月29日
関東財務局長に提出 |
| (3) 有価証券報告書の訂正報告書
平成18年6月29日に提出した有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | 平成18年7月26日
関東財務局長に提出 |
| (4) 訂正発行登録書
平成18年1月27日に提出した発行登録書（期限前償還条項付無担保社債）
に係る訂正発行登録書であります。 | 平成18年7月26日
関東財務局長に提出 |
| (5) 臨時報告書
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）
の規定に基づく臨時報告書であります。 | 平成18年9月22日
関東財務局長に提出 |
| (6) 訂正発行登録書
平成18年1月27日に提出した発行登録書（期限前償還条項付無担保社債）
に係る訂正発行登録書であります。 | 平成18年9月22日
関東財務局長に提出 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社熊本ファミリー銀行

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 江 島 猛 博

指定社員
業務執行社員 公認会計士 奥 村 勝 美

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 岡 典 昭

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高 司

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に株式会社福岡銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月22日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	江島	猛博
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥村	勝美

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	福岡	典昭
指定社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内	高司

私たち監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たち監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たち監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私たち監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社熊本ファミリー銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 工 藤 雅 春

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村 田 賢 治

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社熊本ファミリー銀行の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に株式会社福岡銀行と締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催した取締役会において、共同株式移転契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。